

三多摩学童保育連絡協議会

2025年度定期総会議案書

日時:2025年6月22日(日)13:00~16:00

会場:東京都小金井市マロンホール2階会議室 AB + Zoom

第1号議案 2024年度活動報告(案)	p.4~23
第2号議案 2024年度決算(案)、監査報告	p.24
第3号議案 2025年度活動計画(案)	p.25~26
第4号議案 2025年度予算(案)	p.27
第5号議案 個人会員の承認	別紙
第6号議案 2025年度役員体制(案)	p.28

三多摩連協 HP



三多摩連協 Eメール



2024 年度の活動

[TZ : 対面 & Zoom併用 / Z : Zoomのみ]

2024(令和6)年

- | | |
|---------------|---|
| 6月 23(日) | 第49回指導員学校@東京都立大学南大沢キャンパス |
| 26(水) | 指導員の会「まいく」読書会・Z |
| 27(木) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |
| 30(日) | 2024年度三多摩連携定期総会@萌え木ホール(小金井)・TZ |
| 7月 7(日) | 第2回 指導員の会@上之原会館(小金井)・TZ
「日本の学童まいく」次年度特集企画会議@アガミー湯島
三多摩地域「学童保育の実施状況調査」開始 |
| 14(日) | 第1回三多摩連携役員会@事務所(田無) |
| 15(月・祝) | 三多摩フォーラム講師打ち合わせ・Z |
| 21(日) | 第33回三多摩フォーラム・Part2@東村山市中央公民館
第59回全国研運動を交流する分科会世話人学習会・Z |
| 27(土) | 第49回指導員学校小運営委員会・Z |
| 28(日) | 第1回三多摩連携運営委員会@事務所(田無)・TZ |
| 31(水) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |
| 8月 1(木) | 第1回認定学童クラブ制度創設に向けた専門委員会(聴) |
| 9(金) | 全国連携第1回「全国研に行こう!」会議・Z |
| 11(日) | 第2回三多摩連携役員会@事務所(田無)・TZ |
| 18(日) | 充実させる会実践記録検討会(第1回)@文京シビックセンター |
| 25(日) | 第2回三多摩連携運営委員会@事務所(田無)・TZ |
| 28(水) | 都議会ヒリグ(立憲民主党、共産党、都民ファーストの会) |
| 9月 6(金) | 2025年度の学童保育予算編成に関する要望書」提出
都議会ヒリグ(立憲民主党、共産党、都民ファーストの会) |
| 7(土)・8(日) | 全国連携運営委員会@文京シビックセンター・TZ |
| 8(日) | 第3回指導員の会@上之原会館(小金井)・TZ |
| 11(水) | 第3回三多摩連携役員会@事務所(田無)・TZ |
| 18(水) | 第2回認定学童クラブ制度創設に向けた専門委員会(聴) |
| 20(金) | 全国連携 第2回「全国研に行こう!」会議・Z |
| 22(日・祝) | 第3回三多摩連携運営委員会@事務所(田無)・TZ |
| 25(水) | 指導員の会「まいく」読書会・Z |
| 29(日) | 第53回東京都学童保育連絡協議会総会(豊島区) |
| 30(月) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |
| 10月 13(日) | 第4回三多摩役員会@事務所(田無)・TZ |
| 14(月・祝) | 2024年度全国連携定期総会@全労連会館(文京区)・TZ |
| 20(日) | 第4回指導員の会@上之原会館(小金井)・TZ |
| 23(水) | 指導員の会「まいく」読書会・Z |
| 27(日) | 第4回三多摩連携運営委員会@事務所(田無)・TZ |
| 29(火) | 充実させる会都庁秘書課面談@都庁 |
| 30(水) | 第3回認定学童クラブ制度創設に向けた専門委員会(聴) |
| 11月 1(日) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |
| 10(日) | 第5回三多摩役員会@事務所(田無)・TZ |
| 16(土) | 第59回全国研in倉敷・全体会@倉敷市民会館 |
| 17(日) | 第59回全国研in倉敷・分科会@川崎医療福祉大 |
| 23(土・祝) | 充実させる会総会、第2回実践記録検討会@礫谷地或活動センター(文京区) |
| 23(土・祝)・24(日) | 第1回「日本の学童まいく」編集会議@全労連会館他 |
| 24(日) | 第5回三多摩連携委員会@三多摩事務所(田無)・TZ |
| 26(火) | 予算編成に係る都知事への団体要望ヒアリング@都庁 |
| 27(水) | 第4回認定学童クラブ制度創設に向けた専門委員会(聴)
指導員の会「学童まいく」読書会・Z |

- | | |
|-----------|---|
| 12月 1(日) | 第5回三多摩連携役員会@事務所(田無)・TZ |
| 7(土) 8(日) | 全国連携運営委員会@清水地域センター(板橋区)・TZ |
| 11(水) | 第50回指導員学校小運営委員会・Z |
| 15(日) | 第59回全国研運動を交流する分科会世話人振りかえり
第5回指導員の会・拡大学習会@上之原会館(小金井)・TZ |
| 18(水) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |
| 22(日) | 第6回三多摩連携運営委員会@上之原会館(小金井)・TZ |

2025年(令和7年)

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1月 5(日) | 第6回三多摩連携役員会@事務所(田無)・TZ |
| 12(日) | 指導員学校小運営委員会@雜司ヶ谷地或文化創造館・TZ |
| 22(土) | 指導員の会「まいく」読書会・Z |
| 23(日) | 第7回三多摩連携運営委員会@上之原会館(小金井)・TZ |
| 26(日) | 第6回指導員の会@上之原会館(小金井)・TZ |
| 27(月) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 2月 1(土)・2(日) | 全国連携運営委員会@志村シティホール(板橋区)・TZ |
| 9(日) | 第8回三多摩連携役員会@事務所(田無)・TZ |
| 11(火・祝) | 指導員学校小運営委員会@都連協事務所(大塚)・TZ |
| 15(土)・16(日) | 第2回「日本の学童まいく」編集会議@文京区民センター他 |
| 17(月) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |
| 23(日) | 第8回三多摩連携運営委員会@事務所(田無)・TZ |
| 26(水) | 指導員の会「まいく」読書会・Z |

- | | |
|---------|------------------------------|
| 3月 3(月) | 全国連携「企業運営の学童保育を考える検討会」交流会・Z |
| 7(金) | 既開催 全国連携運営委員会(全国研 in 福岡)・Z |
| 9(日) | 第9回三多摩連携役員会@三多摩事務所(田無)・TZ |
| 19(水) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |
| 22(土) | 全国連携プロック交流会(関東・甲信越)@本郷会館・TZ |
| 23(日) | 第9回三多摩連携運営委員会@萌え木ホール(小金井)・TZ |

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 4月 6(日) | 第10回三多摩連携役員会@事務所(田無)・TZ |
| 12(土)・13(日) | 全国連携運営委員会@全労連会館(文京区)・TZ |
| 16(水) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |
| 20(日) | 指導員の会 2025年度総会@上之原会館(小金井)・TZ |
| 27(日) | 第10回三多摩連携運営委員会@アホーリ(小金井)・TZ |
| 29(日・祝) | 指導員学校内陪聴耐打合せ@雜司ヶ谷地或文化創造館・TZ |

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 5月 4(日) | 第11回三多摩連携役員会@事務所(田無)・TZ |
| 10(土)・11(日) | 全国連携宿研修会@福岡県教育会館・TZ |
| 11(日) | 小金井市学童保育連絡協議会総会@萌え木ホール・TZ |
| 14(水) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |
| 24(土)・25(日) | 第3回「日本の学童まいく」編集会議@文京区民センター他 |
| 25(日) | 第11回三多摩連携運営委員会@事務所(田無)・TZ |
| | 第33回三多摩フォーラム part4・Z |

- | | |
|---------|-------------------------|
| 6月 8(日) | 武藏野市学童クラブ連絡協議会総会・Z |
| | 第12回三多摩連携役員会@事務所(田無)・TZ |
| 17(火) | 充実させる会事務局会議@都連協事務所(大塚) |

略称：
 全国連携：全国学童保育連絡協議会
 全国研：全国学童保育研究集会
 指導員学校：全国学童保育指導員学校(南関東会場)
 指導員の会：三多摩学童保育指導員の会
 充実させる会：東京の学童保育を充実させる連絡会
 三多摩連携：三多摩学童保育連絡協議会
 三多摩フォーラム：三多摩学童保育フォーラム
 事務所(田無)：三多摩連携事務所

はじめに

日頃より、学童保育の充実に向けた三多摩学童保育連絡協議会(以下、三多摩連協)および各地保護者会の活動にご理解とご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

小学校の登下校時に子どもたちが巻き込まれる交通事故や事件の報道が相次ぎ、憤りを強く感じるとともに、大きな衝撃を受けています。子どもたちが心に傷を負わずに過ごせるよう、心から願ってやみません。被害に遭われた方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

「子どもを真ん中にしたよりよい学童保育」を実現するには、政策や制度を正しく理解したうえで、各地域の行政・議会、そして地域住民の方々との連携が不可欠です。その中核となるのが、保護者会・父母会です。そして、それぞれの保護者会の思いをつなぎ、かたちにしていくことが、私たち連絡協議会の役割です。

私たちは、さまざまな立場の人々と意見を交わし、合意を形成しながら、組織の力を高めるべく活動を行っています。昨年度も、三多摩連協は東京都学童保育連絡協議会とともに、東京都の小池百合子都知事との協議の場を設けました。子どもたちの安全・安心、そして指導員の待遇改善に関する要望を直接お伝えすることができました。また、本年4月より始まった「東京都認証学童クラブ事業」に関しては、多くの子どもが入所できる制度が整っている三多摩地区では、いくつかの課題が生じています。引き続き、協議を重ねてまいります。

三多摩連協では、多摩地域の各市連絡協議会、学童保育指導員の会、多くの個人会員の皆さんと共に、毎月の運営委員会や年に数回の研究集会(フォーラム)を開催しています。2025年2月、「何が変わる!? 東京都認証学童クラブスタート～専門委員に聞く～」、5月には「東京都認証学童クラブ最新情報～待機児童が増える!/?～」といったテーマで多くの参加者と共に学びを深めました。今後も、働きながらの子育て支援と学童保育の発展に向けて、学びと交流の場を継続していく重要性を改めて実感しています。

私たちは、全国学童保育連絡協議会や各地域の連絡協議会と連携し、学童保育の現状や課題、要望を国へ届ける活動にも取り組んでいます。昨年11月には、「第59回全国学童保育研究集会」が岡山県で開催されました。リアルとオンラインのハイブリッド開催により、全国44都道府県から4,829名が参加し、三多摩からも多くの方にご参加いただきました。ありがとうございました。一部オンライン参加が可能になったことで、自宅や職場(学童保育施設)からでも参加しやすくなりました。今年は福岡県での開催が予定されています。ぜひ多くの皆さんにご参加いただきたいと思います。

こうした活動を支え、学童保育への理解を広げる役割を果たしているのが、月刊『日本の学童ほいく』です。多くの方々に手にとっていただき、積み重ねてきた年月の重みと温かさを感じていただければ幸いです。

子ども・子育て支援新制度は施行からわずか5年で基準緩和が行われ、企業の参入も急速に進む中で、地域格差の拡大、保育の質、指導員の待遇改善、なり手不足といった問題が深刻化しています。新たな「東京都認証学童クラブ事業」と現状との間にも、さまざまな乖離が見受けられます。多くの課題が山積する中、私たちは常に“子どもの権利”的視点に立ち、よりよい育ちの環境づくりを地域の支えあいの中で進めていく必要があると考えています。

私たちが守るべきものは、子どもたちのいきいきとした笑顔、命、そして未来です。

最後に――

東日本大震災から10年以上が経ちますが、今なお多くの課題が残されています。その後も能登半島地震や、全国各地で自然災害が相次ぐ中、被災地の復旧・復興、そして持続可能な社会の実現に向け、知恵と支援が求められています。人と人とのつながりを大切にし、心を込めた支援に取り組んでまいります。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

三多摩学童保育連絡協議会

第1号議案 2024年度活動報告(案)

1. 政府・国会への働きかけ

総務省の「労働力調査(2023年)」によれば、夫婦共働き世帯数は1,278万世帯と、専業主婦世帯(517万世帯)の2.5倍となっています。また、共働き世帯比率(共働き世帯数÷共働き世帯と専業主婦世帯の合計数)は71.2%と、7割を超え、今後も共働き家庭やひとり親家庭のさらなる増加が予想されています。子どもたちの放課後の生活を保障する学童保育への期待はますます高まっています。

2024年5月現在、全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)調査では学童保育の事業所(施設数)は2万4,536、「支援の単位」は3万7,094、入所児童は146万5,124人の規模となっています。5年前の2020年2月末、政府は、新型コロナウイルスの子どもへの感染拡大を防ぐため、全国一斉に小・中・高等学校の臨時休校を要請。自治体はそれに従いましたが、逆に学童保育へは国から「原則開所」の考え方が示されました。学童保育は、働きながら子育てをする家庭にとって必要な公共の施設の域を超えて、国民の経済活動上必要不可欠な社会基盤であり、保育所と同様の役割を果たすことが求められたのです。しかしその中で改めて浮き彫りになったのは、不十分な施設や待遇、常勤指導員が定着しないなど慢性的な人手不足による、子どもにとって安全・安心な場の確立が極めて困難な状況でした。特に待機児童問題は一向に改善されることなく、全国連協調査では把握できているだけでも1万7,737人の待機児童がいます。

こども家庭庁令和6年度当初予算では、「運営費における常勤職員配置の改善」として、「現行の補助基準額に加え、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額が創設されました。全国連協は、学童保育の目的・役割を果たすために、常勤の指導員の複数配置が不可欠であると訴え続けており、新たな補助基準額の創設によって、常勤職員配置の改善が図られることを期待しました。しかし、この「運営費における常勤職員配置の改

善」は、「常勤職員の定義」を「勤務時間」ではなく、「開所時間」をもとにしているため、常勤職員配置の改善がすすんでいない実態があります。

国は、2023年12月に、放課後児童対策の一層の強化を図るため、「放課後児童対策パッケージ」(以下、「パッケージ2024」)、および2024年12月には「パッケージ2025」を策定しました。「パッケージ2025における新規・拡充事項のポイント」として概要版には、「喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、「パッケージ2024」に引き続き『場の確保』『人材の確保』『適切な利用調整(マッチング)』に取り組みつつ、浮かび上がってきた3つの課題に対応した6つの対応策を追加して整理」したことが記されています(p.7ご参照)。学校施設や保育所等の一時的な利用(タイムシェア)や、「年度前半や夏季休業中のみの放課後児童クラブの開所支援」「適切な利用調整(マッチング)」では、学童保育を必要とする子どもに、安心して、安全に過ごせる継続的な「生活の場」を保障することはできません。待機児童を解消するには、学童保育を必要とする地域に学童保育をつくり、増やしていくほかありません。

一方、補助金に関して会計検査院による実地検査の結果、開所時間の考え方と、子ども・子育て支援交付金における長時間開所加算の制度の趣旨に対する理解が不十分な自治体が見受けられるとの指摘を受けました。それを受けた2025年3月、三原じゅん子こども政策担当相は記者会見で、学童保育に夕方以降も子どもを預かるよう促す交付金加算の要件を2025年度から緩和すると表明しました。開所は平日1日6時間超という要件を撤廃し、平日午後6時30分を超えて開所していれば加算を受けられるとしました。また、こども家庭庁は、令和6年(2024年)度補助金について、「自治体で適切な判断をするよう」通知していて、「必ず返金を求めるものではない」としていますが、自治体によっては

当該の学童保育に補助金返還を求めた例があり、混乱をきました。

パッケージ 2025 では、新規に「民間事業者による放課後児童クラブへの参入支援」が追加されました。ややもすれば利益を最優先に考えがちな民間企業などにアウトソーシングする流れは、公設公営の割合を下げ、指導員の待遇の悪化や「質」の後退が懸念されます。

2019 年5月に「第9次地方分権一括法」が成立し、すべての事項が「参酌基準」となり、2020 年4 月から施行されました。これにより、自治体の考え方次第で、有資格者を全く配置しないこと、無資格の大人がたった一人で子どもたちを見ることも起こり得ることになりました。「第9次地方分権一括法」の附則には「施行後3年」に見直しを行うことが定められました。全国連協は、2021 年から 2022 年にかけて「学童保育(放課後児童健全育成事業)の拡充を求める」国会請願を行い、第 208 回通常国会で、衆・参あわせて 124 名の紹介議員を通して 11 万 6,303 筆が受理され、全会一致で採択されました。2023 年3月、国は「引き続き参酌すべき基準とする」という結論を出しています。

2025 年1月 22 日、こども家庭庁成育局長通知、「放課後児童クラブ運営指針の改正について」が発出(施行 2025 年4月1日)されました。この改正は、こども家庭審議会こどもの居場所部会のもとに「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」を設置し、2023 年に閣議決定した「こどもの居場所づくりに関する指針」の理念等を反映することを基本とし、関係法令等の改正や近年の放課後児童クラブをとりまく動向等をふまえて行われたものです。今回の改正は、「子どもの権利」や安全対策を意識した改正内容になっています。例えば、子どもの権利として、「放課後児童クラブは、こどもの人権に十分に配慮するとともに、こども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、こどもに影響の

ある事柄に関してこどもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。」と記載されていることや、安全対策として「こどもがプール等に入水するようなことや、普段の放課後児童クラブでの活動と異なることを行う際には、安全管理に特に留意し、運営体制等が整わないと判断される場合は、中止する。」とあります。

また、令和6年度の放課後児童クラブ関係の予算案で新たに運営費における常勤職員配置の改善(放課後児童健全育成事業)として、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額が創設しましたが、常勤の定義があいまいな点もあり実施率は上がっていません。こども家庭庁は「常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所(以下、「放課後児童健全育成事業所」という。)ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。」としています。言い換えると、各地域や学童保育ごとで定める運営規定期によっては勤務時間が必ずしも同じではないため全国的に統一されることになります。2024 年 12 月 27 日に発出されたこども家庭庁成育局成育環境課通知「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について」を受けての変更として、「運営費における常勤職員配置の改善」にかかわったQ & A の修正がありましたので、その一部を記載します。

A: 基本的には「開所している日及び時間」のすべてにおいて育成支援の業務に従事する職員を対象ですが、運営規程どおりに開所した場合の1週間(週の開所日数が6日間以上の場合は6日間を上限とする。)の総開所時間数(40 時間を超える場合は 40 時間を上限とする。また、長期休業期間以外の学校休業日(土曜日や日曜日等)に8時間以上開所している事業所において、週4日以上育成支援の業務に従事する者については、「平日の平均開所時間数に週の開所日数を乗じた時間」で算出することも可能とする。)の8割以上を育成支援の業務に従事する職員も対象に

含めるものとする。この場合の総開所時間数は小学校の長期休業期間を除いた平均的な1週間から算出すること。また、運営規程において、週により「開所している日及び時間」が異なる旨を規定している場合は、平均の日数や時間数等から適切に算出すること。

全国連協では、常勤職員について「非常勤や臨時職員、パートタイマー、アルバイトのように時間の短い勤務ではなく、年間1800時間程度、週40時間程度の一一日勤務であって、かつ雇用期間の定めのない勤務」と定義しています。

子どもと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」の資格をもつ指導員が、専任・常勤・複数体制で配置され、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続してかかわるようにするための条件整備を進めるとともに、人材育成、高等教育機関での資格取得を可能とするなど、抜本的な改善方策が求められます。

全国連協は2024年6月以降、以下の要請行動並びに勉強会を実施しました。

- ・ 2025年2月:厚生労働省内の厚生労働記者会にて実施状況調査結果を記者発表
 - ・ 2025年3月:超党派の国会議員で構成される「公的責任における放課後児童クラブ(学童保育)の抜本的拡充を目指す議員連盟」の総会が3年ぶりに開催され参加
 - ・ 2025年4月:学習会を開催。テーマ:「改定『放課後児童クラブ運営指針』を読み解く」こども家庭庁成育局成育環境課・阿南健太郎課長補佐による令和7年度予算説明と質疑応答
 - ・ 2025年5月:第52回全国合宿研究会を福岡県教育会館にて開催。テーマ:「放課後児童対策パッケージを読み解く」
- 全国連協は、子どもの権利を保障し、子どもの命を守り、安全に安心して過ごせる継続的な「生活の場」を保障するために、学童保育指導員の資格と人員配置を「従うべき基準」に戻し、その他の「参酌基準」も順次「従うべき基準」に位置づけるなど「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保し、早期に拡充させる具体的な方策を求めるため、今年度も2025年6月に内閣府こども家庭庁大臣あてに「公的責任による学童保育制度の拡充と財政措置の大幅増額を求める要望書」を提出しました。三多摩連協は、全国連協の運営委員会・要請行動・学習会等に参加し、情報共有・意見表明を行うとともに、全国連協に役員を派遣し、密に連携を取りながら活動しています。
- ・ 2024年6月:こども家庭庁と懇談。内閣府特命担当大臣(こども政策担当)宛てに「公的責任による学童保育制度の拡充と財政措置の大幅増額を求める要望書」を、文部科学大臣宛に「子どもの充実した放課後生活のための学童保育と学校との連携に関する要望書」を提出
 - ・ 2024年11月:第59回全国学童保育研究集会を岡山県で開催。(全体会:倉敷市民会館。分科会:川崎医療福祉大学)記念講演:神戸大学川地亜弥子先生。テーマ:子どもも大人も育つ学童保育—思いっきりあそび、人生の土台をつくる
 - ・ 2024年12月:内閣府特命担当大臣(こども政策担当)宛てに『「放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善」についての緊急申入書』提出
 - ・ 2025年2月:自由民主党学童保育(放課後児童クラブ)推進委員会総会に参加

喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題に対応した6つの対応策**を追加して整理。

3つの課題

①待機児童発生状況の偏り

- 長期休業前に多くの待機児童が発生（時期）
- 特に必要性が高い小1の待機児童の発生（学年）
- 一部の自治体において特に発生（地域）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)

②補助事業の未活用等

- 様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- 安全対策のための定員管理の必要。

③関係部局間・関係者間の連携

- 福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

6つの対応策

- 夏季休業期間中等の開所支援。
- 特に入学前の不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
- 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を開展。
- 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
- 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
- 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

放課後児童対策パッケージ2025（令和6年12月）概要

- 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- 施設整備に係る補助率の嵩上げ【R6補正】
- 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- 学校施設の積極的な活用
- 保育所等の積極的な活用
- 民間事業者による参入支援【R6補正】
- スマートコンセッションによる事業所整備の周知

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進【R7拡充】
- 子どもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）（一部R6補正、R7拡充）
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- 特別な配慮を必要とする児童への対応（一部R6補正）
- 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業【R6補正】
- 朝の子どもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等における子どもの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

放課後児童クラブの実施状況（R6.5.1） 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

3) 適切な利用調整（マッチング）

- 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4) 時期的なニーズ等への対応

- 夏季休業期間中における開所支援【R7拡充】
- 年度前半の開所支援のあり方の検討
- 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- 待機児童が多数発生している自治体への支援
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- 常勤職員配置の改善(再掲)
- 子どもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に資する研修の充実等

- 放課後児童対策に関する研修の充実
- 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組（一部R6補正）
- 事故防止への取組
- 「はじめの100ヶ月の育ちビジョン」と連携した広報
- 放課後児童クラブ運営指針の改正
- いわゆる「スキマバイト」への対応

(2) 国における役割・推進体制

- 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- 放課後児童対策の施策等の周知

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

- 子ども・子育て当事者の意見反映について

※丸数字の下線は、主な新規・加筆項目

（こども家庭庁ホームページより）

2. 東京都への働きかけ

東京都は、自身が学童保育事業を行うわけではありませんが、子育て交付金等の措置、放課後児童支援員認定資格研修等の開催、待機児童対策の実施・長期休業中の昼食提供への財政支援等を通じ、各自治体の学童保育事業に深くかかわっています。また、2025年4月から東京都の独自事業として東京都認証学童クラブ事業が始まっています。2024年度は、例年実施している予算要望に加え、この新事業についての情報収集、働きかけを行いました。

■予算要望

2024年9月に東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課を通じ、小池知事あてに「2025年度の学童保育予算編成に関する要望書」(p.16~18ご参照)を提出しました。

要望書では、省令基準に基づく児童一人あたりの専用スペース確保と適正な集団規模の達成に向けた施設の拡充・増設の支援、指導員が長く働き続けられる処遇改善の支援、子どもたちの意見の尊重、ハンディキャップのある子どもたちの地域とのつながりづくりなどを要望しています。

これを家庭支援課を通じて都知事に提出するだけでなく、予算案を審議する都議会の各会派に説明しています。また、予算編成にかかる都知事への団体要望ヒアリングも行いました。



11月26日都知事ヒアリングの様子

また、決定した2025年度予算について、改めて家庭支援課と面談し、予算措置の内容について説

明を受けました。主に質の向上を目的とする「東京都認証学童クラブ事業」(後述)と質の拡充を目的とする「学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業」の二つがあります。後者は、2028年度5月時点で待機児童ゼロにする計画を前提に、学童クラブを開設する場の確保(増改築費補助、賃借料補助等)、適正な利用調整・マッチング(送迎支援事業補助等)、多様な居場所づくり(児童館ランドセル来館、保育所等での居場所確保等)、その他(広報、人材獲得に向けた就職説明会等)を2025年度で約20億円を支出するものです。詳細はp.21~22ご参照。

2024年8月28日(水)都議会会派ヒアリング(立憲民主党、共産党、都民ファーストの会)

9月6日(金)都議会会派ヒアリング(ミライ会議)、全会派に要望書をポスティング

11月26日(火)予算編成に係る都知事への団体要望ヒアリング

2025年5月2日(金)家庭支援課面談

■東京都認証学童クラブ事業

東京都では、学童クラブにおける子どもの最善の利益を考慮した育成支援(子供の健全な育成と遊び及び生活の支援)の推進と保護者のニーズに応える多様なサービス提供のため、2025年4月から東京都認証学童クラブ事業をスタートしました。2025年度は240か所(支援の単位370)を想定し、約24億円が予算化されています。

これに先立ち、有識者による「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会」が2024年8月から11月まで計4回(8月1日、9月18日、10月30日、11月27日)開催されました。三多摩連協は東京都学童保育連絡協(以下、都連協)と連携し、都連協副会長の高橋さんが代表として専門委員会に参加しました。この内容を踏まえて、12月に議論の取りまとめが公表され、東京都認証学童クラブ事業実施要綱が2025年3月27日付で策定、4月1日付で施行されています。

認証学童クラブ事業の運営基準と従来の都型学童クラブ事業の運営基準の比較は後述しますが、こ

これまでの運動で要求してきた、都型学童クラブ事業の適用範囲拡大、省令基準の遵守による子どもたちの環境改善、職員が長く働き続けられる環境づくり、障がい児の受け入れ、などが実質的に盛り込まれた形になっています。また、長期休業期間中の昼食提供も必須要件になりました。自治体を介さない民間事業者との直接契約も可能となっており、昼食提供や多様な活動と合わせて保護者ニーズに応じた選択の幅を広げるものとされています。利用料の上限は、原則14,000円までです。

なお、認証学童クラブ事業の実施に伴って、従来の都型学童クラブ事業は2027年度いっぱい廃止となります。高い目標を掲げている認証学童クラブ制度ですが、実際のスペース確保、人材の確保は容易ではありません。特に現在都型学童クラブ事業の補助を受けている場合は、基準に合わせるために待機児童が増えてしまう、あるいは補助が打ち切られて育成料が上がってしまうという事態になりかねないため、様々な施策を活用して各自治体で施設整備を早急に進める必要があります。また、民間事業者との直接契約の結果、学童クラブと地域とのつながりが希薄となることも懸念されます。

三多摩連協では、毎月の運営委員会での情報共有に加え、2月23日、5月25日の2回、三多摩学童保育フォーラム（詳細後述）を開催し、制度の周知と対応準備を呼びかけました。

◆東京の学童保育を充実させる連絡会（略称：充実させる会）

充実させる会は、三多摩連協、都連協、自治労連児童館部会で構成する団体で、都内の学童保育に関する問題や被災地支援などに取り組んでいます。毎月の事務局会議に加え、現場の指導員を報告者とする実践記録検討会や講師を招聘して学習会などを開催しています。

8月18日（日）、11月23日（土・祝）実践記録検討会
10月29日（火）東京都秘書課面談（都知事あて要望書提出、全会派ポスティング）

3. 多摩地域の自治体の動き

三多摩連協では、毎年全国学童保育連絡協議会が行っている学童保育の実施状況調査の項目に、都型学童クラブ制度など東京都の独自施策と放課後子供教室事業の項目を追加して、多摩地域30市町村の所管課に直接聞き取り調査を行っています。2024年5月現在、檜原村を除く29市町で学童保育が実施されており、総入所児童数 50,790 人（昨年比 1,635 人増）に対し、待機児童数は、1,287 人（非公表自治体1市／昨年比56人増）となりました。また学童保育の支援の単位は 1,260（昨年比51増）となっています。（2024年5月現在の自治体毎の内訳は19ページの「三多摩各市町村の学童保育の状況_学童保育」参照）

■喫緊の課題は量の整備

2015年度に国の基準で「一支援の単位」が40名程度、対象は小学生（6年生まで）等が定められながら10年が経過しました。一旦は減少の傾向にあった学童保育は児童数、施設数共に、2021年度辺りを境に増加傾向に転じています。東京都においても小学生人口が減少に転じている自治体が出始めており、長期的には少子化の傾向と言われますが、学童保育の入所児童数に関しては、保護者の就労状況等の変化などにより児童数の増加傾向今後もしばらく続くことが予想されます。

問題のひとつは、「支援の単位」の解釈が自治体によってまちまちであることです。多摩地域では長年多くの自治体で希望者を全員入所させ、待機児童をださない施策がとられてきました。このため既存の施設を、新設または増設をしないまま40人あたり3名の指導員を配置するだけの大規模な学童保育所にして受け入れを行っている自治体が多くあります。また、多摩地域全体では 1~3 年生が90%以上を占めているのも大きな問題です。低学年の入所を優先し、中・高学年を待機とした結果、待機児童数も増加しています。大規模化、待機児童とともに解消するには、早急な施設整備が必要であることは明白です。

■民営学童の顕著な増加

東京都では長く公設公営で学童保育が運営されてきました。しかし、「民間活力」や「指定管理者制度」の導入等の流れの中急速に民営化が進みました。すべての学童保育を公設公営で運営している自治体は、「指定管理者制度」が法制化された2003年度は29自治体中22だったものが、2024年には3自治体となり、公設公営が0の自治体も11あります。民営の学童保育のみに適用される東京都独自の補助金制度「都型学童クラブ」制度を活用している施設は、多摩地域で18自治体359単位となっています。また、民間の補助学童(=民設民営)が32か所(昨年比3増)となり徐々に増加しています。しかしながら学童保育の実施主体は市町村です。運営が民間であったとしても、その実施責任は自治体にあることを改めて確認しておきたいと思います。

なお、2021年度の試行から始まった「都型一体型学童クラブ」は、多摩地域では放課後子供教室事業があまり進捗していないこともあり3市の実施にとどまっています。(20ページの「三多摩各市町村の学童保育の状況 放課後子ども教室」参照)

■「東京都認証学童クラブ制度」の創設

前述の通り、東京都は2025年4月より新たな

制度、東京都認証学童クラブ事業を開始しました。国の基準を上回る高い水準を求めており、運営委員会でも話題に上ることが多かった長期休業期間中の昼食提供なども盛り込まれています。特筆すべきは、この制度は公設公営の学童保育も対象となることです。民営化が進むといえども、全1260単位中344単位(27.3%)は公営を維持している多摩地域においては大きな転換点となります。一方で懸念もあります。認証学童クラブ事業の実施に伴い、従来の都型学童クラブ事業は2027年度いっぱい廃止の予定です。特に、現在都型学童クラブ事業の補助を受けている18自治体の多くにとっては、早急に施設整備を行わない限り、大幅な補助金の減収となりかねません。新基準に合わせるためにこれまで以上に待機児童が増加する、補助が打ち切られた分育成料が上がる(保護者負担が増える)、民間事業者への委託料の減額すなわち民営学童で働く指導員の人工費の削減など、働く保護者の支援の質が下がるばかりではなく、指導員の質の低下すなわち保育の質そのものの低下につながりかねない事態は絶対に防がなくてはなりません。各自治体で施設整備を早急に進める必要があります。今後の各自治体の動向には注視が必要です。

都型学童クラブ・東京都認証学童クラブ 制度の比較

	都型学童クラブ事業実施要綱	東京都認証学童クラブ事業実施要綱
運営主体	株式会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人 その他の者であって、区市町村が適当と認めた者とする。 <u>ただし、区市町村は除く。</u>	区市町村が実施する、又はその運営費の補助を行う学童クラブ事業であること。
開所日数	日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日開所すること。	日曜日、祝祭日及び年末年始を除いて毎日開所すること。
開所時間	平日にあっては午後7時以降まで、また、土曜日、長期休暇期間その他の学校休業日にあっては午前8時から午後7時 <u>以降</u> まで	平日にあっては午後7時まで、また、土曜日、長期休業期間その他の学校休業日にあっては午前8時から午後7時まで <u>保護者ニーズに応じて、基本開所時間の前後の開所ができるよう努めること。</u>
施設の規模 (支援の単位 毎)	10人以上 <u>70人以下</u> <u>おおむね 40人以下 とすることが望ましい</u>	10人以上 <u>40人以下</u> 移行支援事業として、 <u>45人以下を認める</u> (令和9年(2027年)度まで)
専用区画	児童 1 人につき1.65m ² 以上の有効面積を確保すること。	児童 1 人につき1.65m ² 以上の有効面積を確保すること。 <u>なお、将来的には、児童1人につき1.98m²以上の有効面積を確保するよう努めること。</u>
職員体制	一の支援の単位ごとに <u>2人以上</u> 配置すること。ただし、その <u>1人を除き</u> 、補助員をもってこれに代えることができる。	一の支援の単位ごとに <u>3人以上</u> 配置すること。ただし、その <u>2人を除き</u> 、補助員をもってこれに代えることができる。
都型一体型学童クラブ事業	「新・放課後子ども総合プラン」に定める 放課後子供教室との一体型として実施すること	(該当項目なし)
その他		<u>昼食提供、就業規則・研修、契約、利用料、第三者評価、障害のある児童の受け入れ等について項目立てして規定が追加されている。</u>

4. 学習活動強化のために

■第59回全国学童保育研究集会 in 岡山 ～つながれ あつ晴れ！学童保育

2024年11月16-17日の土日、全国研でした。今回は会場が岡山県倉敷市に設けられました。またオンラインでも同時に開催されました。全国各地から4829名が参加し、熱心に学び、語り合いました。三多摩地域からは69名が全国研に参加しました。今回もハイブリッド開催でしたが、三多摩各地域からも現地・岡山に参加頂きました。現地＆オンラインでの全国研参加、ありがとうございました。

16日の全体会は、岡山県倉敷市にある倉敷市民会館が会場になりました。倉敷駅から会場まで徒歩で約20分の道のりでしたが、道中は岡山県連協の道案内の方々に歓迎して頂きました。全国各地の参加者と共に会場まで歩んでいくと『ああ、全国研が始まるんだなあ～』と早くも感慨深い気持ちになりました。倉敷市民会館では約1,600人が、オンラインでも沢山の人が全体会に参加しました。

全体会オープニングはコロナ禍以前のように、開催地・岡山の子どもたちによる歓迎行事が披露されました。けん玉にダンス、歌と子どもたちは指導員と一緒にたくさん練習したのだろうなあ、と感動するくらい、立派に堂々とした素敵なステージを見せてもらいました。久々に実会場で行われる学童保育の研究集会らしいオープニングでした。

戸塚会長の基調報告に続いて、今回は石川県学童連絡協議会の方から、特別報告がありました。2024年元日の夕方に能登半島にて大きな地震が発生、その後の避難所や被災地域での支援活動、能登を離れて金沢市などに避難した家族への支援などを報告してくださいました。避難所に「子どもたちの遊び場を作ること」から始め、子どもたちが遊び場の名前を考え、大人に見守られて安心して子どもたちが遊ぶ、子どもの居場所はどんな時にも必要なことだと感じました。

大分県日田市の指導員の方は、保護者から指導員になられたとのこと、「専門的な学びが必要だ」と

考え資格取得のための勉強を始めたことなどを語って頂きました。学童保育は指導員や保護者や地域の方々など「子どもがつなぐご縁だ」との言葉が印象に残りました。

最後に岡山県津山市の保護者から、息子が学童保育に入所し学童保育の生活を経て成長していく姿をお話頂きました。「子育ては大変！」だけど子育てを楽しみ頑張ろうと思えるために、一緒に考えてくれる人がいると心強いと実感出来た、との体験談は共感された方が多かったのではないでしょうか。

今回の記念講演は、神戸大学の川地亜弥子先生でした。一人芝居のように、川地先生が身振り手振りを交えたお話は、とても興味深く、また、聞いていて楽しかったです。「子どもも大人も育つ学童保育」というタイトルで、先生ご自身の息子さんの様子や、先生ご自身が保護者として学童保育や指導員と関わったリアルな話しがたくさん伺えました。川地先生が学童保育は保護者にとっても「かけがえのない場所」と言っておられ、会場ではうなずき賛同している方も多いいらっしゃいました。川地先生曰く、子ども時代に大事なのは「遊びたおすこと(遊びまくること)」だと考えている、との事です。

そもそも遊びは「子どもにとっての権利」であり、かけがえのないものであること、学童保育で遊んだ経験があり語る仲間がいることはその子にとっての人生の大きな財産になる、これがサブタイトルの「思いっきりあそび、人生の土台をつくる」と結びつくのだと最後に納得した素敵なお話でした。

全体会後は、倉敷市民会館の大会議室にて久々に交流会が行われ、会場を埋めつくすほどの多くの参加がありました。

17日の分科会会場も倉敷市にある川崎医療福祉大学でした。前回同様、分科会ごとに会場かオンラインかに分かれて実施しました。会場が27、オンラインが16、合計43の分科会・分散会が行われ、会場での世話人やオンライン配信など、今年も各地域の学童保育連絡協議会が携わりました。今回、会場

は終日のみ、オンラインのみ終日／半日(AMのみ/PMのみ)の分科会がありました。会場では参加者同士の熱いディスカッションや交流がありました。開催地の岡山県連協による特設分科会も開催されました。オンライン分科会も配信トラブルなどは無く、オンライン上でも全国各地の方々と繋がり、学習・交流をしました。今回も会場とオンライン併用の全国研でしたが、それぞれの良さを実感し、とても充実した2日間となりました。

2025年は10月25-26日の土日にて、福岡県にて全国研開催が決定しています。初の九州開催となります。全体会は会場(後日配信あり)にて、分科会は当日のみ会場、別日(11月9日)にオンラインで行われることとなり、今までにない形態での開催となります。全体会は福岡国際センター、分科会は福岡大学と附属若葉高校にて行われます。福岡県連協のみなさん+九州の各連協の皆さんも一緒になって、現地開催に向けての準備を頑張っています。今回の全国研参加経験を次回にも繋げて、現地・福岡にも行きましょう。

■2024年度 三多摩学童保育フォーラム

2024年度の三多摩学童保育フォーラム開催は、内容ごとに数回に分けて開催しました。

・2024年7月15日(日)

テーマ:作ってみよう!簡単にできるバランス弁当

講師:管理栄養士の高橋千恵子さん

会場:東村山市立中央公民館 2階料理教室

参加人数:17名(大人11名、小学生6名)

実際のお弁当箱を使い、講師のお話を聞きながら各自でデザインした通りに、準備した食材(主食・副食)を使ってバランス弁当を作ってみました。最後は美味しく全員で頂きました。三多摩フォーラムでは初めての体験型講義、しかも小学生も一緒にいたが、みんなで楽しく学べました。

・2025年2月23日(日)

テーマ:何が変わる?! 東京都認証学童クラブ

スタート～専門委員に聞く～

講師:全国学童保育連絡協議会・事務局長

高橋 誠さん

参加人数:63名(保護者20、指導員15、議員20、他8)

講師には三多摩連協事務所に来て頂き、オンライン形式にて開催しました。2025年度から始まる認証学童クラブのことなので、保護者の方以外にも都議や各市市議、学童運営者などの参加がありました。専門委員でもある講師のお話を資料と共に、皆さんにじっくりと聴いて頂きました。

・2025年5月25日(日)

テーマ:緊急開催!! 東京都認証学童クラブ最新情報～待機児童が増える!?

講師:三多摩連協役員

参加人数:42名(保護者15、指導員9、議員14、他4)

2月に引き続き、認証学童クラブをテーマに取り上げました。今回もオンライン形式にて開催しました。5月初旬に開催された東京都との懇談内容を元に、現在の最新情報を伝えました。今回も市議や保護者、学童運営者などご参加頂きました。

4. 三多摩地域の学童保育指導員の結集のために

2001年12月に発足した「三多摩学童保育指導員の会」(以下、「指導員の会」。)は多摩地域の指導員の「学び」と「つながり」を大切にしていくために、交流と相互研さんを柱に活動を行っています。指導員の会では2024年度は多摩地域の4つの団体と、個人の指導員が会員となっており、定例会を2か月に1回程度、実参集とオンライン(ZOOM)を併用して開催しています。定例会では引き続き『日本の学童ほいく』誌の記事の中から日頃の保育や運営業務に役立つテーマを選んで読み合せし、意見交換をしました。ミニ学習会では「子どもの権利条約を考える」とテーマを掲げ、子どもの権利条約を意識して保育実践するとは、と考え合い実践交流をしました。

2019年度まで行っていた「東京の学童保育指導員の会」と合同で行っていた研修は開催を見合せましたが、12月15日の定例会を拡大学習会として

開催し、子どもの権利を守る視点から「帰りの会やっていますか?」と「多様なルーツを持つ子どもとの関わり」の2つの事例検討を行いました。会員以外にも声をかけ学びの場を共有することができました。この、学びの場については、2015年度から2019年度まで東京23区の指導員会との共催で「東京の学童保育指導員研修会」として相互開催してきました。2015年以前は「三多摩学童保育指導員研修会」として独自に主催して研修会を行ってきました。現在は拡大学習会という形を取りますが、今後もより多くの指導員が学びの場に参加できるように、取り組みを考えていかねばと思っております。

新たな制度が始まったり、運営指針の改正があつたりと、学童を取り巻く状況の変化も大きな近年。各市の情報交換も貴重な時間となりました。また、『日本の学童ほいく』誌を活用した「オンライン読書会」を月に1回程度平日の夜に開催しており、こちらも学び・交流の場となっています。

定例会、オンライン読書会の新たな参加者が増えていくための対策が課題となっています。

指導員学校、全国学童保育研究集会では会員が司会・講師を務めました。

三多摩連協の定例会や役員会、各市連絡協議会の方々との関りは貴重な機会ですので、これからも大切に取り組みを進めてまいります。

6.『日本の学童ほいく』誌について

『日本の学童ほいく』誌は、日本で唯一の学童保育専門月刊誌として、学童保育のあり方を考え、全国各地の保護者や指導員の声や学童保育に関する情報を共有し、学童保育を発展させるために作られています。

全国の地域連絡協議会から保護者や指導員が編集委員として選出され、都内で年4回編集会議を行っています。三多摩連協からは2023年度から田中実恵さんが参加し、各号の特集内容に沿って編集委員より出された企画案について、各地域の具体的な事例や実態について出しあい、特集テーマの具体化をしています。そして編集会議での議論をうけて

『日本の学童ほいく』編集部が作成した企画書を元に、専門家や現役の指導員、保護者などへ執筆を依頼しています。

三多摩連協の運営委員会では、より多くの方に『日本の学童ほいく』誌に興味を持っていただき、購読につなげるために、三多摩連協の役員が持ち回りで最新号の特集ページや旬の話題など、おすすめの記事を紹介しています。

働く保護者や指導員の日々の保育のヒントとして、また地域連協の活動や学童保育の発展のために、是非『日本の学童ほいく』誌を活用していただきたいと思います。また皆様からの学童保育にまつわる投稿やご意見・ご要望もお待ちしております。

皆様の『日本の学童ほいく』誌のご購読によって、私たちの活動が支えられています。これからも学童保育に関わる全ての皆様に役立つ雑誌となるよう努力してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

7. 組織・財政強化

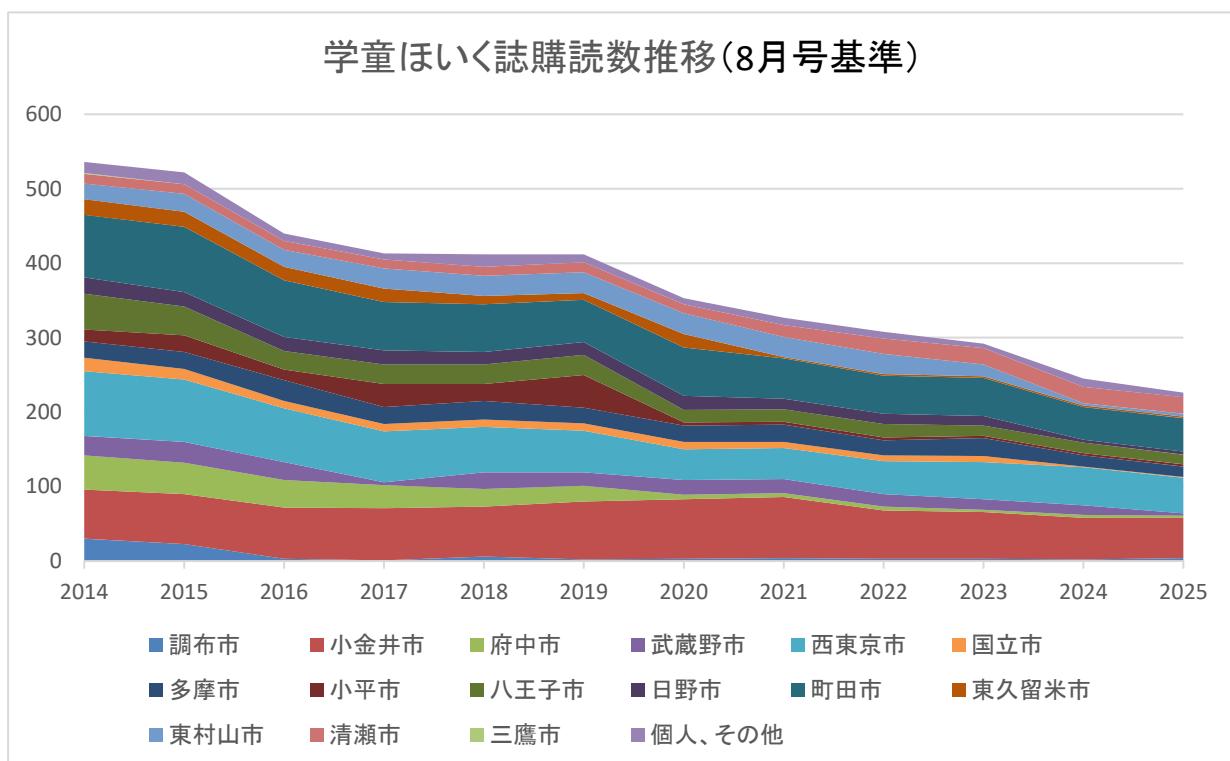
三多摩連協の財政は、主に「会費収入」、「学童ほいく誌の還元金」、「事業収入」の3つに支えられています。

各地域連協の組織率低下、父母会の解散・連絡協議会からの脱退などに伴い加盟団体からの会費収入が漸減しています。会議のオンライン参加率が増えたことから以前は対面での配付・普及活動を行っていた学童ほいく誌の購読数に大きく影響しています。組織率の回復は喫緊の課題ですが、保護者会活動、連絡協議会活動を一度も経験したことがない保護者が増え、活動休止を選択する地域も増えています。このような状況下でも、保護者会、連絡協議会活動の意義を理解し活動を継続している加盟団体を支援し、会員が参加しやすい工夫として公共施設での開催とオンラインを併用しながら、運営会議では課題をわかりやすく伝えること、親しみやすいテーマを取り上げることを意識して活動を継続しています。また、ホームページをからの情報発信も情報にアクセスしやすい画面づくりを心掛けました。

三多摩連協からの情報発信だけでなく、参加者同士の情報交流の支援にも力を入れていきます。

未加盟地域(脱退又は活動を休止している地域を含む)への働きかけを続け、個人会員の加入推進、ほいく誌の購読拡大に努め、学習会等会員以外も対象とした学習活動を複数回開催し事業収入の拡大を図り、以て三多摩連協の財政基盤安定化を目指します。

三多摩連協加盟団体(2025年6月時点、50音順)
 清瀬市保育所父母の会連絡協議会
 小金井市学童保育連絡協議会
 三多摩学童保育指導員の会
 多摩市学童クラブ連絡協議会
 東久留米市学童保育所父母の会連合会
 東村山学童保育連絡協議会
 町田市学童保育を考える会
 武蔵野市学童クラブ連絡協議会



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
調布市	30	23	3	1	6	2	3	4	3	3	2	4
小金井市	66	67	69	70	67	78	80	82	65	63	56	54
府中市	46	42	37	31	24	21	6	5	5	3	4	3
武蔵野市	26	28	24	4	22	18	20	19	17	14	13	3
西東京市	87	84	72	68	61	56	41	42	44	50	51	48
国立市	18	14	10	10	10	10	10	8	8	8	1	1
多摩市	22	23	28	23	25	21	22	23	20	24	15	14
小平市	16	22	14	31	23	44	4	4	4	3	3	3
八王子市	48	39	25	26	26	27	17	17	18	14	14	13
日野市	22	19	19	19	17	17	19	14	14	13	4	4
町田市	84	88	76	65	64	57	65	54	51	51	44	45
東久留米市	21	20	18	18	11	9	18	2	2	2	2	2
東村山市	21	24	23	27	27	28	28	27	27	16	3	4
清瀬市	13	13	12	12	12	13	12	16	21	22	22	22
三鷹市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人、その他	15	16	10	8	17	11	8	10	9	6	11	6
合計	536	522	440	413	412	412	353	327	308	292	245	226

※単位は冊。2025年度は6月10日時点の7月号の数

2024年9月6日

東京都知事 小池百合子様

三多摩学童保育連絡協議会
会長 別府善智

2025年度の学童保育予算編成に関する要望書

日頃より、子育て交付金等の措置、放課後児童支援員認定資格研修等の開催、待機児童対策の実施、長期休業中の昼食提供への財政支援等、学童保育の向上のためにご尽力いただき、ありがとうございます。また、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）第4条の「放課後児童健全育成事業者は、最低基準を越えて、常に、その設備及び運営を向上しなければいけない」という趣旨に従って施策に取り組んでいただいていることに感謝いたします。

引き続き東京都こども基本条例の「こどもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先する」という基本理念のもと協働して参りたく、下記のとおり要望します。よろしくご回答をお願いします。

記

1. 児童一人当たり 1.65 平米以上の専用スペース確保、集団の規模 40 人以下という「省令基準」の達成に向け、平時から計画的に施設の拡充・増設を支援願います。
 - (1) 学童保育を必要とする児童の受け入れのために積極的に受け入れ枠を広げていただいているが、施設整備が追い付いていません。児童一人当たりの面積基準は、専用スペースであること及び集団の規模が適正であること不可分です。
 - (2) 学校内の余裕教室等を転々とするタイムシェア方式では専用スペースとは呼べません。また、集団の適正規模は大規模化の弊害を防止するために現場の保育実践を踏まえて定められた基準です。支援の単位ごとの専用スペースがきちんと区切られた施設を整備してください。
 - (3) 市町村の独自解釈が事実上の大規模化の容認につながることのないよう、独自解釈を示している市に対しては正しい解釈のもとで運営がなされるよう働きかけてください。第三者評価の機会も活用し、生活の場とならないような部分（廊下や玄関前など）が算入されていないか、区切られていないスペースにいる多人数の児童を複数の支援の単位にカウントしていないか等、省令基準の趣旨に照らして明らかにしてください。
2. 放課後児童支援員（以下「指導員」）が長く働き続けられる待遇改善を支援願います。
 - (1) 指導員は社会を支えるエッセンシャルワーカー、ICT や AI で代替できない専門性の高い職種であり、次世代を育成する重要な役割です。にもかかわらず、生計を立てづらい給与水準や、雇用止めのある有期雇用では、将来に向けた生活設計ができず、なり手不足、早期離職の原因となっており、人材確保に向けた待遇改善が必須です。
 - (2) 子どもを安全に受け入れるための準備時間についても、指導員の勤務時間として認められるよう働きかけてください。
 - (3) すでに各種の待遇改善事業を実施されていますので、民間事業者を含めたこれらの施策による指導員の採用、無期雇用の増加、早期離職者の減少等への効果を確認し、継続的に有効な支援を検討願います。一方、日本版 DBS 制度の導入に伴い、適切な人材獲得がさら

に難しくなる可能性を考慮し、人材確保に向けたさらなる支援をお願いします。

- (4) 補助金確保とともに、人材育成・人材確保と放課後児童支援員認定資格研修などを継続して実施願います。研修は可能な限り対面で実施するとともに、内容については引き続き我々三多摩学童保育連絡協議会や東京都学童保育連絡協議会と連携してください。
3. 子どもたちに関わる議論では、権利主体として子どもたちの意見を取り入れてください。また、意見を聴きっぱなしにするのではなく、採否に関わらず結果をフィードバックし、意見が尊重されたと子どもたちが感じられるようにしてください。
- (1) 各種施策の検討プロセス(例：東京都認証学童クラブ制度創設検討)において子どもたちに実施したアンケート結果と検討結果を公表してください。
4. ハンディキャップのある子どもが自分の生活する地域で希望する施設を利用できるよう、ハード、ソフト両面で支援してください。本人と地域のつながりを強くするとともに、一緒に生活する周りの子どもたちがインクルーシブな気持ちを涵養できるようにしてください。
- (1) 加配される臨時職員の専門性が不足していると、常勤職員がハンディキャップのある子どもに対応し、加配職員が他の児童の相手をするその穴を埋めるような事態が生じるため、十分な専門性を持った加配職員が確保できる財政支援をお願いします。
5. 「都型学童クラブ」補助制度の対象を民営施設に限らず全ての学童保育所としてください。
- (1) 学童保育は社会活動、経済活動の維持に不可欠なインフラストラクチャーであり、セーフティネットとしての自治体の機能維持は社会的レジリエンスの確保には不可欠です。決して民間参入を否定するものではありませんが、民間事業者に頼れなくなった場合の機能維持のビジョンを示してください。
6. 東京都の責任として、毎日の継続した生活を保障する学童保育事業を充実させ、「放課後子供教室推進事業」やその他、子どもたちが地域で豊かに育つ様々な事業を展開してください。
- (1) 子どもたちの置かれている環境は多様であり、放課後の過ごし方もまた多様ですが、学童保育が必要な子どもたちを適切に受け入れることが必要です。放課後子供教室は学童クラブの代替となるものではありません。
- (2) 子どもたちにとって安全・安心に過ごせる場所はもっと充実すべきであり、学童保育と放課後子供教室はそれぞれの特長を活かしながら、それぞれの発展が求められます。
7. 多摩地域の学童保育が充実したものとなるよう、「放課後児童クラブ運営指針」(以下、「運営指針」)について、行政、事業者、職員が理解を深め、この指針に沿った学童保育が実施されるように各自治体へ働きかけてください。
- (1) 保護者同士の連携を広げることは学童保育の使命の一つです。一人ぼっちの子どもをなくすために一人ぼっちの子育てをなくすことが大切だということを研修の中でも強調してください。
- (2) 第三者評価基準に「省令基準」や「運営指針」の内容を反映し、機会をとらえて関係者にリマインドさせるなど、積極的な啓発・浸透の取り組みをお願いします。
8. 各自治体の基準条例が「省令基準」より低い水準にならないよう働きかけてください。さらに、各自治体が財政的な理由で独自に水準を引き下げることなく、学童保育施策を充実できるように「子育て

「推進交付金」や、学童保育で活用できる補助金を大幅に増額してください。デジタル化、昼食提供などにタイムリーな支援をされていることに感謝します。実現まで時間がかかる適正規模実現に向けた施設拡充についても引き続き支援をお願いします。

9. 情報公開と市民参画

- (1) 現在進められている様々な取り組みの進捗、昨今の送迎バスやプールでの事故等を受けて発信された安全管理に関する情報等を引き続き速やかに公開願います。
- (2) 現在行われている第三者評価基準の検討、東京都認証学童クラブ制度創設に関する検討に現職指導員がメンバーとして参加していることに感謝いたします。学童保育の現場に関わる制度・計画を検討する場合には、引き続き保護者と指導員、そして子どもたちの意見を聴いてください。
- (3) 運営主体が多様化する中で、第三者評価基準を積極的に活用して平準化に努めてください。また、子どもたちの育成環境を担保するために東京都が考えるるべき姿を第三者評価基準に反映してください。

以上

連絡先：三多摩学童保育連絡協議会

住所：〒188-0004 東京都西東京市西原町 1-5-13-101

電子メール：info@santama-gakuho.org

ホームページ：<https://www.santama-gakuho.org/>

ホームページ



電子メール



2024年度三多摩各市町村の学童保育の状況

2024年5月1日現在

三多摩学童保育連絡協議会

市名	学校数	学童数	支援の単位数	入所児童数			1単位	障がい児	待機児	71名以上数	都型	都型 一体型	処遇改善申請数	運営形態(支援の単位)		公設公當指導員内訳				公設公當外指導員内訳		職員総数	認定資格修了	保育科微額	生保世帯以外の減免	間食費	保育時間 (最長開所時間)	
				公設公當		公當外								正規	嘱託(*)	臨時	常勤	非常勤	①	②								
				申請数	申請数																							
八王子市	70	90	204	6,419	6,424	6,589	32.3	96	0	0	51	11	0	0	0	204	0	0	197	701	898	478	¥7,000	2人自以降4500円等	¥0	保育料に含む	8:00~19:30	
立川市	19	38	53	1,916	1,941	36.1	28	242	0	20	0	0	0	30	23	0	66	90	42	71	269	103	4,000	2人自以降2500円等	¥2,000	私費	8:00~19:00	
武蔵野市	12	17	49	1,597	1,684	1,583	32.3	34	0	0	12	0	14	23	0	49	0	0	0	71	56	127	66	¥8,000	2人自以降6000円等	¥0	保育料に含む	8:00~19:00
三鷹市	15	42	42	2,150	2,289	2,366	56.3	38	0	6	17	0	42	0	0	42	0	0	99	174	273	152	¥6,000	2人自以降2500円等	¥1,500	私費	8:00~19:00	
青梅市	17	22	40	1,441	1,498	1,512	37.8	120	65	0	0	0	3	3	0	40	0	0	0	32	201	233	106	¥5,000	市が認めるもの	¥1,500	私費	8:00~19:00
府中市	22	26	54	2,406	2,495	2,683	49.7	165	47	3	5	0	14	0	26	28	12	34	95	56	163	360	¥5,000	非課税世帯に対する減免制度	¥1,800	公費	8:00~19:00	
昭島市	13	24	28	1,245	1,261	1,301	46.5	19	46	5	24	0	0	0	0	28	0	0	0	74	71	145	60	¥4,500	2人自以降3000円等	¥1,500	私費	8:00~19:00
調布市	20	46	57	2,433	2,719	2,968	52.1	68	77	10	33	16	46	0	9	48	24	34	0	122	239	419	182	¥5,000		¥1,500	私費	8:00~19:00
町田市	42	51	140	4,498	4,796	4,987	35.6	158	2	0	18	0	33	106	6	134	5	3	29	132	484	653	162	¥9,000	所徴割合割引対象の額の額の 1,000円、△2,000円、△3,000円、△6,000円、足りない人の自己負担と在籍日数が15日未満となる△3,000円 (適用対象△3,000円の場合は該額)	¥1,500	私費	8:00~19:00
小金井市	9	10	27	1,423	1,517	1,616	59.9	25	36	8	12	0	16	0	10	17	16	25	13	40	38	132	110	10△-90△の範囲	市長認めたとき	¥0	保育料に含む	8:00~17:00
小平市	19	47	73	2,309	2,520	2,581	35.4	42	17	0	12	0	2	0	31	42	0	56	192	87	201	536	317	¥7,000	2人目、1人親3500円等	¥2,000	公費	8:15~18:00(公)、8:00~19:00(民)
日野市	17	29	54	2,017	2,292	2,323	43.0	51	0	0	21	0	11	29	30	24	0	70	75	50	80	275	193	¥6,000	2人目、1人親3000円等	¥1,300	保育料に含む	8:30~18:30(三季休は8時から)
東村山市	15	29	51	1,710	1,721	1,826	35.8	63	*	0	0	0	0	0	33	18	10	50	174	31	79	344	122	¥5,500	2人目以降3500円等	¥0	保育料に含む	8:30~17:45(一部民営は平日18:45まで)
国分寺市	10	34	34	1,703	1,792	1,806	53.1	101	0	10	14	0	0	0	5	29	8	15	53	68	185	329	131	10△-72△の範囲	2人目以降は半額等	¥1,500	保育料に含む	8:00~19:00
国立市	8	7	22	929	954	1,011	46.0	68	0	5	0	0	0	0	22	0	9	43	45	0	0	97	46	10△-42△の範囲	¥1,800~¥2,000	私費	8:00~19:00	
福生市	7	12	18	651	640	600	33.3	60	0	0	7	4	12	0	0	18	0	0	0	33	59	92	59	¥4,000	2人目、1人親2500円等	¥1,500	私費	8:00~19:00(NPO法人のみ7:30~20:00)
狛江市	6	17	23	948	1,006	1,013	44.0	8	173	0	6	0	0	0	14	9	6	22	42	37	48	155	102	10△-42△の範囲	市民税非課税世帯	¥0	保育料に含む	8:00~6:45(9か所)~20:00(3か所)
東大和市	10	15	16	819	829	850	53.1	25	80	3	10	0	16	0	0	16	0	0	0	15	74	89	38	¥4,500	2人目以降2000円等	¥1,500	公費	8:00~19:00
清瀬市	9	11	23	815	857	886	38.5	16	84	0	23	0	23	0	0	23	0	0	0	57	67	124	68	¥5,000	2人目、1人親3000円等	¥0	保育料に含む	8:30~17:00(三季休は18:00まで)指定管理3施設において 19時まで、学校休業日は8時から開所。
東久留米市	12	19	19	1,371	1,448	1,552	81.7	32	76	12	0	0	0	0	8	11	0	76	27	35	72	210	108	¥6,600	市民税均等割引、2人目以降減免	¥1,600	保育料に含む	R4.4より全学年平日△-18時まで(誕長育成△19時まで)、土曜日△-16時△-15時△まで(誕長育成△18時まで)
武蔵村山市	9	13	13	755	774	765	58.8	22	4	4	0	0	13	0	13	0	0	62	5	0	0	67	53	¥6,500	2人目以降4500円等	¥1,500	保育料に含む	8:30~18:30
多摩市	17	30	50	1,757	1,777	1,754	35.1	196	133	0	50	0	50	0	0	50	0	0	0	92	211	303	148	¥7,000	住民税非課税世帯無料等	¥2,000	保育料に含む	8:00~19:00
稲城市	12	16	28	929	958	1,016	36.3	14	133	0	24	0	0	14	4	24	1	7	19	45	110	182	114	¥5,000	2人目、1人親3000円等	¥2,000	私費	8:30~18:00(公)、8:00~19:00(民)
羽村市	7	12	20	631	623	604	30.2	11	0	0	0	0	12	0	19	1	0	84	0	1	6	91	44	¥4,000	2人目以降2500円等	¥1,500	私費	8:00~19:00
あきる野市	10	16	25	1,002	1,006	1,179	47.2	61	0	1	0	0	0	0	19	6	0	52	0	5	5	62	62	¥3,000	住民税非課税世帯半額等	¥1,200	私費	8:00~19:00
西東京市	18	36	81	2,484	2,706	2,881	35.6	94	63	0	0	0	81	0	58	23	0	110	106	32	64	312	135	¥6,000	2人目以降3000円等	¥1,000	公費	8:30~18:00(公)、8:00~19:30(民)
瑞穂町	5	6	7	320	321	328	46.9	0	9	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	12	27	39	28	¥4,000	2人目以降2000円等	¥1,500	私費	8:30~19:00。夏季期間限定入所のみ、8時から誕長保育を実施予定。
日の出町	3	6	7	259	257	240	34.3	6	0	0	0	0	7	0	7	0	0	31	0	0	0	31	28	¥4,000	2人目以降2000円等。	¥2,000	私費	8:00~18:00
奥多摩町	2	2	2	59	50	57	28.5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	13	13	6	¥3,000	天災への備えの要請を行なうたこと、失業その他の事情により子の負担なく保育苑であるとき	¥2,000	私費	8:30~18:30(三季休は8:00~)
檜原村	1	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	436	723	1,260	46,996	49,155	50,790	40.3	1,621	1,287	68	359	31	395	198	344	916	91	840	965	1,465	3,499	6,860	3,441					

*八王子市は義務教育学校1校を含

東村山市は調査時点(6月末日)で待機児童数非公表。

* フルタイムの会計年度任用職員は公公嘱託としてカウント

注1)調査の数字は、各市町の学童保育担当課に「202年5月1日現在の数値」で調査を依頼した結果です。調査項目はメールで依頼・回収し、その数字をそのまま使用しています。

注2) 女性改善申請数の①は「放課後児童支援員等女性改善等事業」の申請数を、②は「放課後児童支援員キャリアアップ女性改善事業」の申請数を指しています。

注2)前述該図下調査の「新規設立校」を「新規設立校と既存校の合計数」で示す。
注3)2017年度以前の学校数合計には、檜原村が含まれていません。

★今年度の主な変更

小金井市民設民営学童保育所の運営に対して補助を開始

東大和市 全施設公設民営化、市立小学校内育成室の開設

東大悟市 生施設公設民自憲 市立小学校内育成生の開設
羽村市 あきる野市 瑞穂町 閩多摩町 民間委託化開始

2024年度三多摩各市町村の放課後子ども教室事業の開設状況

2024年5月1日現在
三多摩学童保育連絡協議会

市名	箇所数	開設日							開設時間				その他	
		月	火	水	木	金	土	校	季	月～土	学校休業日			
八王子市	66	○	○	○	○	○	○	○	○	授業終了	17:00	9:00	17:00	3月～10月 17:00まで、11月～2月 16:00まで
立川市	19									授業終了				
武蔵野市	12	○	○	○	○	○	○	○	○	授業終了	17:00	9:00	17:00	
三鷹市	15	○	○	○	○	○	○	○	○	授業終了	17:00	9:00	17:00	
青梅市	16	○	○	○	○	○				授業終了	17:00			三季休業中の開所は、一部の学校で夏休みに3日程度。（時間はまちまち）
府中市	22	○	○	○	○	○	○	○	○	授業終了	17:00(17:30)	9:00	17:00	
昭島市	13	○	○	○	○	○				授業終了	17:00(16:00)			
調布市	20	○	○	○	○	○	○	○	○	授業終了	17:00(18:00)	8:00	17:00(18:00)	
町田市	42	○	○	○	○	○				授業終了	17:00	8:00	17:00	
小金井市	9	○	○	○	○	○				授業終了	17:00			
小平市	19	○	○	○	○	○	○	○	○	授業終了	17:30	10:00	17:30	4～9月は17：30まで、10～3月は16：30まで。
日野市	17	○	○	○	○	○			○	授業終了	17:00	8:30	16:30	三季休業中は7月の夏休み期間中のみ実施。
東村山市	7													
国分寺市	10	○	○	○	○	○				授業終了	17:30			冬季は16:30まで。学校休業日、三期休業日については、若干日、開所する場合あり。
国立市	8	○	○	○	○	○				授業終了	16:30			
福生市	7	○	○	○	○	○			○	授業終了	18:00	13:00	18:00	夏は18:00まで、冬は17:00まで、三季休業中は13:00～18:00または17:00まで
狛江市	6	○	○	○	○	○	○	○		授業終了	17:00	9:00	17:00	1箇所だけ毎週土曜9:00～12:00で開所。
東大和市	10	○	○	○	○	○				授業終了	16:30			
清瀬市	9	○	○	○	○					授業終了	17:00			
東久留米市	12													1年生は2学期から参加
武蔵村山市	9	○	○	○	○	○				授業終了	17:00			
多摩市	16									授業終了				
稲城市	12	○	○	○	○	○	○	○	○	授業終了	17:00	8:30	17:00	希望者がいれば18:00まで開所。(試行中)
羽村市	7	○	○	○	○					授業終了	17:00			10月・2月・3月は16：30まで。11月・12月・1月は16:00まで。
あきる野市	8		○							授業終了	16:00			
西東京市	18	○	○	○	○	○	○	○	○	授業終了	17:30			
瑞穂町	5									授業終了				
日の出町	3		○							授業終了	15:45			
奥多摩町	2	○	○	○	○	○			○	授業終了	17:00			
檜原村														
合計	419	21	22	24	21	22	7	8	13					

東京都認証学童クラブ事業

令和7年度予算案：2,352,836千円

制度の目的

児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく学童クラブ事業における子供の最善の利益を考慮した育成支援（子供の健全な育成と遊び及び生活の支援）の推進や保護者のニーズに応える多様なサービス提供のため、認証学童クラブ制度を創設する。

基本的な制度設計

【①運営基準】

子供が安全・安心にすごせる環境を確保するため、定員や一人あたり面積など必ず守るべき基準を明確にし規定

直接契約（民設民営のみ）による入所施設の選択制も導入

質の向上を支える財政支援

【②運営費】

運営事業者が①の水準を確保するために必要な経費は、運営費の基本補助単価に算定

【③加算】

障害児受入れや延長保育など、利用者の状況やニーズに応じてサービス向上を図る経費は、加算補助により支援

認証制度を担保するため、区市町村の指導監督に加え、都による報告徴収及び立入調査等を実施できる仕組みを導入

東京都認証学童クラブ事業

【①運営基準】

全ての運営基準を満たす学童クラブを認証し、運営にかかる経費を補助

区分	認証学童クラブ	国基準
設置・運営形態	公設公営、公設民営、民設民営	公設公営、公設民営、民設民営
専用区画	<ul style="list-style-type: none">当面の間は、児童1人につき1.65m²以上を確保（将来的には、児童1人につき1.98m²以上確保）日によって変わるタイムシェアは、一時的なものとすること専用区画に加えて複数の場の確保に努めること	児童1人につき概ね1.65m ² 以上
規模	<ul style="list-style-type: none">1つの支援単位で、上限40人（41人から45人は、経過措置を設定）支援単位ごとの育成支援の実施	1つの支援単位で、概ね40人以下（上限なし）
職員体制	<ul style="list-style-type: none">1支援単位に支援員を3人以上配置（その2人を除き、補助員でも可）1支援単位につき、1人は常勤の支援員を配置（勤務時間は、概ね8時間/日とするよう努めること）常勤の支援員の複数配置に努めること	<ul style="list-style-type: none">1支援単位に支援員を2人以上配置（その1人を除き、補助員でも可）
職員の確保、定着、育成	<ul style="list-style-type: none">勤務条件や賃金体系の策定研修計画の策定及び研修の実施ICTの活用に努めること	—
障害児	<ul style="list-style-type: none">個々の子供の状況に応じた環境に配慮職員配置、施設や設備の改善等の工夫職員間の情報共有や研修等による障害の理解	—
活動内容	<ul style="list-style-type: none">子供の意見を聞く場や機会の創設多様な活動や遊びの実施	—
開所日数	毎日（日曜・祝祭日・年末年始を除く）	年間250日以上
開所時間	<ul style="list-style-type: none">平日午後7時まで授業の休業日は午前8時から午後7時まで午前8時より前や午後7時を超えた開所に努めること	<ul style="list-style-type: none">平日1日3時間以上授業の休業日は1日8時間以上
昼食提供	長期休業期間における昼食提供の仕組みの導入	—
質の評価	<ul style="list-style-type: none">東京都福祉サービス第三者評価の受審都による報告徴収及び立入調査等の仕組みの導入直接申込やサービス内容などの公表	—

(東京都家庭支援課説明資料)

東京都認証学童クラブ事業

【②運営費】

- 運営基準を満たすために必要となる経費を、運営費の基本補助単価に設定
 - <補助基準額> 6, 187千円／支援（公設公営は補助対象外）
 - <補助率> 都2／3、区市町村1／3

【③加算】

項目	内容	補助基準額	補助率
場所の複数確保加算	専用区画とは別に、複数の場の確保を確保する場合の加算	1, 929千円／支援	
常勤複数配置加算	常勤の放課後児童支援員を2名配置する場合の加算	2, 000千円／支援	
遊び・体験充実加算	多様な遊び・体験を充実するため、講師謝礼や備品購入等の加算	1, 500千円／支援	都 2／3
障害児受入環境整備加算	障害児受入れのための研修経費や環境を整備するためのコンサルティング経費等の加算	1, 000千円／クラブ	区市町村 1／3
障害児加配加算	国の障害児受入推進事業及び障害児受入強化推進事業の上乗せ加算	1, 500千円／職員 (4人を上限)	
長時間開所加算	午前8時より前や午後7時を超えて開所する場合の加算	延長保育の総時間数 × 1, 700円／時間	

※ 公設公営は、「遊び・体験充実加算」及び「障害児受入環境整備加算」のみが対象

東京都認証学童クラブ事業

設置促進

- 令和7～9年度は、区市町村の負担割合を1／2軽減（区市町村負担1／3⇒1／6）
 - <要件> 認証学童クラブ設置計画の策定
 - ※ 認証学童クラブ事業とは別事業により補助を実施

経過措置

- 児童数が41～45人の経過措置
 - 令和7～9年度は、児童数が41～45人で、児童数以外の認証学童クラブの基準を満たす場合は、認証学童クラブ相当の補助を実施（都2／3、区市町村1／3）
 - ただし、「場所の複数確保加算」及び「常勤複数配置加算」は補助対象外
 - ※ 認証学童クラブ事業とは別事業により補助を実施
- 都型学童クラブ事業
 - 都型学童クラブ事業は、令和9年度末までをもって終了する予定
 - 令和7年度以降、都型学童クラブの新設は原則認めない。ただし、既に計画があり、令和7年度開設予定の都型学童クラブは、例外的に令和9年度末までの間、認めることとする。

学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業

令和7年度予算案：2,017,039千円

目的

- 学童クラブを開設する場の確保、多様な居場所づくり及び適切な利用調整を支援することで、学童クラブの待機児童を早期に解消し、その状態を維持することを目的とする。

事業内容

- 次の①から④までの要件を満たす区市町村に補助
 - ① 待機児童対策計画※：待機児童の解消及びその状態を維持することを目標とする計画を策定し、都のHPで公表
 - ② 待機児童の実態把握等：待機児童の状況確認、他の学童クラブや多様な居場所の案内及び待機を選択するかの確認を実施（年4回程度）
 - ③ 実施状況報告：計画の進捗状況及び実態把握の状況等を、毎年度、都へ報告
 - ④ ヒアリングの実施：計画策定期及び実施状況報告時に、ヒアリングを実施
- ※ 令和10年5月1日時点の待機児童を0にする計画を作成

R7年度以降の開設が対象
※認証学童クラブも同様の補助を実施

区分	メニュー名	補助基準額	補助率（R7～R9）	補助事業
学童クラブを開設する場の確保	学童クラブ整備に係る区市町村負担軽減事業	12,000千円～67,666千円	国・都の合計で10/10	・学童クラブ設置促進事業（東京都子供・子育て支援交付金） ・学童クラブ整備費補助
	賃借料補助の充実事業	3,374千円/支援→10,620千円/支援	都3/4 区市町村1/4 (都の上乗せ分のみ)	・学童クラブ運営支援事業（東京都子供・子育て支援交付金）
	開設準備経費補助の充実事業 (開所前賃借料の支援)	750千円/支援→4,425千円/支援	都10/10 (都の上乗せ分のみ)	・学童クラブ開設準備支援事業（東京都子供・子育て支援交付金）
適正な利用調整・マッチング	利用調整支援事業補助の充実事業 (利用調整等を行う支援員の配置を支援)	4,258千円/区市町村→7,000千円/区市町村	都10/10 (都の上乗せ分のみ)	・学童クラブ利用調整支援事業（東京都子供・子育て支援交付金）
	送迎支援事業補助の充実事業	536千円、1,073千円/支援→4,723千円/支援	都3/4 区市町村1/4 (都の上乗せ分のみ)	・学童クラブ送迎支援事業（東京都子供・子育て支援交付金）
放課後子供教室終了後の居場所等確保事業				
多様な居場所づくり	児童館ランドセル来館事業	11,000千円/施設	都3/4 区市町村1/4	・学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業
	保育所等での居場所確保事業			
長期休業中の居場所確保事業				
その他	その他待機児童解消に資する事業 (例) 多様な居場所の広報、就職相談会等	10,000千円/区市町村	都1/2 区市町村1/2	・学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業

補助率(R7年度からR9年度)

① 賃借料補助（補助基準額 3,374千円（国） ⇒ 10,620千円（国+都継））

<認証学童以外>

国補助（3,374千円）
国1/3 都1/3 区市町村1/3

都継補助（7,246千円）
都3/4 区市町村1/4

<認証学童>

国補助（3,374千円）
国1/3 都1/3 区市町村1/3

都継補助（7,246千円）
都7/8 区市町村1/8

② 開設準備経費補助（補助基準額 750千円（都） ⇒ 4,425千円（都））

都補助（750千円）
都2/3 区市町村1/3

都継補助（3,675千円）
都10/10

③ 利用調整支援事業補助（補助基準額 4,258千円（国） ⇒ 7,000千円（国+都継））

国補助（4,258千円）
国1/3 都1/3 区市町村1/3

都継補助（2,742千円）
都10/10

④ 送迎支援事業（補助基準額 536千円（国） ⇒ 4,723千円（国+都継））※待機児童が100人以上発生している場合1,073千円

国補助（536千円）
国1/3 都1/3 区市町村1/3

都継補助（4,187千円）
都3/4 区市町村1/4

⑤ 学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業（多様な居場所づくり）（補助基準額 11,000千円（都））

都補助（11,000千円）
都3/4 区市町村1/4

(東京都家庭支援課説明資料)

議案2 2024年度 決算案 (2024.6.1~2025.5.31)

■収入の部

(単位:円)

費目	2024年度 予算	2024年度 決算(案)	摘要
繰越金	-111,115	-111,115	
会費	210,000	179,800	加盟団体・個人会員 年会費(前年度未納分を加算)。加盟団体減少。
事業収入	300,000	1,435,305	指導員学校・フォーラム参加費収入、書籍販売収入ほか (指導員学校の運営協力、および三多摩フォーラムを複数回開催)
機関誌購読	1,290,000	1,158,748	『日本の学童ほいく』誌購読料・送料 (前年度未納分を加算)
全国連協交通費	30,000	53,298	全国連協運営委員会出席の交通費:振込
雑収入	2	83,554	利子・寄付 他 (個人寄付あり)
合計	1,718,887	2,799,590	

■支出の部

費目	2024年度 予算	2024年度 決算(案)	摘要
運営費	637,000	518,623	
事務用品費	2,000	438	
印刷費	5,000	169,277	印刷機リース代、資料印刷費(用紙代等)
事務所経費	480,000	200,000	家賃(水道・光熱費・NET接続費込み):2024年6月~10月分
通信費	150,000	148,908	郵送代、電話代、Wi-Fiルーターレンタル代、ZOOM契約料など
活動費	143,000	1,142,468	
全国研派遣費	20,000	1,000	全国研等への参加補助金(報告者等)
会議費	15,000	63,021	総会及び運営委員会会場費
事業費	40,000	1,004,529	指導員学校、フォーラム、学習会等の経費、書籍販売経費ほか (指導員学校の運営協力、および三多摩フォーラムを複数回開催)
資料研究費	5,000	0	資料購入費
交通費	40,000	53,918	全国運営委員会交通費、要請行動交通費
組織活動費	3,000	0	自治体キャラバン費用
指導員の会研修費補助	20,000	20,000	
団体加盟費会費	35,000	35,000	
全国連協加盟費	30,000	30,000	全国連協会費
団体加盟費	5,000	5,000	東京の学童保育を充実させる連絡会
機関誌支払	890,000	922,035	『日本の学童ほいく』誌 全国連協への支払い
支払手数料	11,000	6,722	口座徴収料金・振込手数料、
予備費	2,887	0	
合計	1,718,887	2,624,848	
次年度繰越金	0	174,742	

2024年度会計監査報告

帳簿、預金通帳・振替口座、領収書等を照合した結果、上記の通り相違ありません。

(講評)

事業収入から事業費を引いた金額が、430,776円。機関誌購読から機関誌支払いと支払い手数料を引いた金額が、229,991円。計660,767円の収入利益は、大きな財政立て直しに繋がりました。また、アミーゴさんにご理解、ご協力を賜り、印刷機のリース代金、事業所経費と大きな金額の支払いを大きく軽減出来た事も財政の立て直しに繋がっています。加盟費の減額は仕方がなく、令和7年度も令和6年度と同様の事業が出来、収入利益が得られる事を期待します。

2025年6月15日

会計監査

松井 徳孝
松尾 龍哉



第3号議案 2025年度 活動計画(案)

子どもたちの安全・安心な居場所の確保、保護者の就労保障の両面から、学童保育の社会インフラとしての重要性はますます高まっています。一方で、「放課後児童対策パッケージ 2025」は、待機児童発生の偏り、補助事業の不十分な活用、部局間の連携不足の三点を主な課題としているため、内容がこれらの調整・やりくりにとどまり、全体の施設・人員を拡充する視点はありません。各自治体で、大規模化・過密化の根本的解消に向けた施設拡充の主体的取り組みが必要です。

適正規模…待機児問題が注目され、「待機児ゼロ」を優先するあまり、大規模化や定員の超過が日常になっています。省令基準に示された40人程度の集団規模、子ども1人に1.65m²以上の専用スペース確保と、全員入所(待機児ゼロ)は天秤にかけられるものではなく、同時に実現されるべきものです。

指導員の待遇…正規公務員の削減と非正規職員の増加、また民間委託や指定管理者制度がさらに加速する中、指導員が安心して働き続けられる環境は整わなっています。給与が改善された雇用形態もありました。しかし「雇い止め」の不安がぬぐえなければ長期の生活設計は立たず、結局は転職していくのです。学童保育の円滑な運営は、まずは指導員の安定した雇用が前提で、その上で専任・常勤・複数配置が必要になります。なにしろ子どもたちの生活の質は、指導員の技量に大きく依存するのですから。

安全計画…送迎バスでの置き去り、プールでの事故などが相次ぎ、学童保育においても、施設ごとに安全計画策定が義務付けられています。登所・下所時に交通事故や犯罪に遭遇するリスクに加え、最近では野生動物のリスクも指摘されています。また、今般、日本版DBS制度の実施を含む「子ども性暴力防止法」が成立しました。子どもが性暴力の被害に遭うリスクをなくすためには、過去の性犯罪歴のチェックだけで十分ではなく、指導員の学習・啓発と実践が不可欠です。

制度の見直しや施設の新設は、一朝一夕に成果が見えるものではありません。これまでの活動が現在の学童保育の仕組みを作り上げたように、

より良い制度、より良い環境を作っていくためには継続的な取り組みが必要です。潜在的なニーズの大きさとは裏腹に、ニーズを吸い上げて集約するプロセスが十分に機能していません。父母会や連絡協議会活動が負担である、目に見える成果がない、そもそも参加は義務ではないはずといった理由で活動を停止・縮小するケースについては、事情に応じた柔軟な活動の仕方と一緒に考えていきましょう。

◆政府・国会への働きかけ

全国学童保育連絡協議会及び他の団体と連携し、学童保育制度の充実・拡充を実現するため、政党、国会議員、こども家庭庁、文部科学省、総務省、厚生労働省、地方六団体※等に対し、以下に関する要請行動を行います。
※全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会

- ① 「放課後児童対策パッケージ2025」の内容に留まらない、学童保育の抜本的な量の拡充を行うこと
- ② 「分け隔てない居場所づくり」を名目に、学童保育を必要としている子どもの利用が妨げられないこと
- ③ 地方分権を理由とした地域格差を生じない設置運営基準の堅持(適正運用確保)
- ④ 適切な予算措置
- ⑤ 震災等災害被災地の子どもたち及び学童保育への適切な措置
- ⑥ 日本版 DBS 制度の適正な運用

◆東京都への働きかけ

三多摩連携として、また、区部をカバーする東京都学童保育連絡協議会及び他の団体と連携して、東京都及び都議会各派に対し、以下の実現を要求するとともに施策の状況について情報を収集します。

- ① 東京都の運営要領と施策の充実(広域自治体として、都下の区市町村に目を配る)
(ア) 東京都認証学童クラブ事業の適切な運用
(イ) 都型学童クラブ事業からの円滑な移行
(ウ) 学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業の活用と拡充

- ② 子ども・子育て支援新制度の中で指導員の教育研修の計画的かつ確実な実施
- ③ 適切な予算措置(交付金化による実質的減額防止)
 - (ア)その他、学童クラブ支援事業等についての検証
- ◆地域連協の活動支援

運営委員会の活動及びその他の交流を通じて、三多摩地域の地域連協の活動支援と連携強化のために以下の活動を行います。

 - ① 「子ども・子育て支援新制度」を活用した学童保育内容・環境の改善
 - (ア)事業計画の確実な実施、基準条例の適正な運用の確保
 - (イ)調査、情報共有、連携を通じた施策の検証と充実へ向けた働きかけ
 - (ウ)適正規模の実現へ向けた新設・増設運動の推進
 - (ア)実施自治体における子どもたちの放課後の実態把握と課題の検証
 - (イ)学童保育と放課後子供教室の統合でなく、それぞれのメリットを活かしつつ、子どもたちの居場所を広げる施策の実現へ向けた働きかけ
 - ③ 「東京都認証学童クラブ事業」及び「学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業」の周知と活用
 - (ア)都型学童クラブ事業実施自治体における実態把握と新事業への円滑な移行
 - (イ)補助事業を活用した施設・人員の拡充
 - ④ 地域連協と活動基盤強化への支援
 - (ア)保護者と指導員との連携、地域交流
 - (イ)保護者同士の交流・活動活性化
 - ⑤ 学習の強化
 - (ア)三多摩学童保育フォーラム開催、未加盟地域を含めた学習会開催、資料等提供
 - (イ)全国学童保育研究集会への参加、全国学童保育指導員学校(南関東会場)の開催協力と参加、周辺地域で開催される学習会等の案内・情報提供
 - (ウ)「日本の学童ほいく」誌購読の呼びかけ、読み合わせ等の普及活動
 - ⑥ 地域連協の活動活性化への支援
 - (ア)地域連協総会への役員派遣、定例会への役員派遣
 - (イ)運営委員会における問題共有とアドバイス
 - (ウ)情報交流、課題共有、施策・取組の優れた事例の共有
 - (工)行政や議員への学童保育理解、施策の向上に向けた支援
 - ⑦ 未加盟地域(加盟を一旦中止した地域を含む)との連携推進
 - (ア)未加盟地域への加盟の呼びかけを継続
 - (イ)未加盟地域における①～⑤の支援活動

◆指導員の待遇改善及び指導員同士や保護者と指導員のつながり強化

- ① 指導員の待遇改善に取り組むとともに、三多摩学童保育指導員の会の活動を通じ、指導員の働き安さの向上や保育環境の一層の改善に向けて、指導員同社保護者と指導員との交流を支援します。
 - (ア)指導員の待遇改善に向けた取り組み
 - (イ)事業主体、雇用形態に関わらない指導員交流の援助
 - (ウ)指導員から保護者に向けての情報発信支援
 - (工)保護者と指導員との交流支援

◆組織、財政強化のための取組み

- ① 組織強化
 - (ア)役員会活動の効率的展開、事務局体制の拡充
 - (イ)加盟団体すべてからの役員選出、バランスの取れた年齢構成に向けての継続的努力
- ② 財政強化
 - (ア)「日本の学童ほいく」誌購読拡大
 - (イ)実務合理化(申し込み、発送、集金の仕組み、料金体系、事務処理効率化の一層の追求等)
 - (ウ)個人会員の加入促進
 - (工)会費、個人会費、フォーラム参加費等の幅広い見直し、各種経費の見直し検討

第4号議案 2025年度予算案(2024.6.1~2025.5.31)			
■収入の部			
費　目	2024年度 決算(案)	2025年度 予算(案)	摘要
繰越金	-111,115	174,742	
会費	179,800	152,000	加盟団体・個人会員 年会費(前年度未納分を加算)。加盟団体減少。
事業収入	1,435,305	280,000	フォーラム参加費収入、書籍販売収入ほか (2025年度は指導員学校なし)
機関誌購読	1,158,748	1,000,000	『日本の学童ほいく』誌購読料・送料 (加盟団体減少。前年度未納分は加算。)
全国連協交通費	53,298	50,000	全国連協運営委員会出席の交通費:振込
雑収入	83,554	45	利子・寄付ほか
合計	2,799,590	1,656,787	
■支出の部			
費　目	2024年度 決算(案)	2025年度 予算(案)	摘要
運営費	518,623	251,000	
事務用品費	438	1,000	
印刷費	169,277	40,000	資料印刷費(用紙代等)・複合機リース料(¥9,180/月)など 複合機は2025年8月にリース期間完了
事務所経費	200,000	60,000	家賃(水道・光熱費・複合機利用料・NET接続費込み) 月¥5,000円×12ヶ月
通信費	148,908	150,000	郵送代、電話代、Wi-Fiルーターレンタル代、ZOOM契約料など
活動費	1,142,468	462,000	
全国研派遣費	1,000	20,000	全国研等への参加補助金(報告者等)
会議費	63,021	80,000	総会及び運営委員会会場費
事業費	1,004,529	280,000	フォーラム、学習会等の経費、書籍販売経費ほか (2025年度は指導員学校なし)
資料研究費	0	5,000	資料購入費
交通費	53,918	54,000	全国運営委員会交通費、要請行動交通費
組織活動費	0	3,000	自治体キャラバン費用
指導員の会研修費補助	20,000	20,000	
団体加盟費	35,000	35,000	
全国連協加盟費	30,000	30,000	全国連協会費
団体加盟費	5,000	5,000	東京の学童保育を充実させる連絡会会費
機関誌支払	922,035	900,000	『日本の学童ほいく』誌 全国連協への支払い
支払手数料	6,722	8,000	口座徴収料金・振込手数料、
予備費	0	787	
合計	2,624,848	1,656,787	

第6号議案 2025年度役員体制(案)

2024年度役員体制		2025年度役員体制(案)	
役員氏名	役職	役員氏名	役職
別府善智 (小金井市保護者 OB)	会長	別府善智 (小金井市保護者 OB)	会長
妹尾浩也 (多摩市保護者 OB)	副会長	妹尾浩也 (多摩市保護者 OB)	副会長
中澤直子 (武蔵野市指導員)	副会長	中澤直子 (武蔵野市指導員)	副会長
小野さとみ (町田市指導員)	副会長	小野さとみ (町田市指導員)	副会長
町田左衣 (西東京市指導員)	副会長	町田左衣 (西東京市指導員)	副会長
川名雄児 (武蔵野市保護者 OB)	副会長	川名雄児 (武蔵野市保護者 OB)	副会長
川口伸康 (国立市保護者 OB)	副会長	川口伸康 (国立市保護者 OB)	副会長
中山文人 (東村山市保護者 OB)	副会長	中山文人 (東村山市保護者 OB)	副会長
中島美和 (小平市保護者 OB)	副会長	中島美和 (小平市保護者 OB)	副会長
戸塚丈夫 (日野市保護者 OB)	副会長	戸塚丈夫 (日野市保護者 OB)	副会長
林恭子 (府中市保護者 OB)	副会長	林 恭子 (府中市保護者 OB)	副会長
森分工り力 (西東京市保護者 OB)	副会長	生島典子 (府中市保護者 OB)	副会長
生島典子 (府中市保護者 OB)	副会長	上坂暢幸 (小平市保護者)	会計
上坂暢幸 (小平市保護者)	会計	田中実恵 (府中市保護者 OB)	会計
田中実恵 (府中市保護者 OB)	会計	松井徳孝 (多摩市保護者 OB)	会計監査
松井徳孝 (多摩市保護者 OB)	会計監査	松尾竜哉 (武蔵野市保護者 OB)	会計監査
松尾竜哉 (武蔵野市保護者 OB)	会計監査	田中 誠 (西東京市保護者 OB)	事務局長
田中誠 (西東京市保護者 OB)	事務局長	岡部真理子 (東村山市保護者 OB)	事務局次長
岡部真理子 (東村山市保護者 OB)	事務局次長	村山洋子 (調布市保護者 OB)	事務局次長
村山洋子 (調布市保護者 OB)	事務局次長	菅原義信 (小金井市保護者 OB)	事務局次長
菅原義信 (小金井市保護者 OB)	事務局次長	伊藤雅子 (日野市保護者 OB)	事務局次長
伊藤雅子 (日野市保護者 OB)	事務局次長	大熊昭 (清瀬市保護者 OB)	事務局次長
大熊昭 (清瀬市保護者 OB)	事務局次長	水谷織絵 (日野市保護者 OB)	Zoom 担当
水谷織絵 (日野市保護者 OB)	Zoom 担当	伊藤由加里 (西東京市保護者 OB)	
伊藤由加里 (西東京市保護者 OB)		加々見辰也 (西東京市保護者 OB)	
加々見辰也 (西東京市保護者 OB)		照沼育美 (西東京市保護者 OB)	
照沼育美 (西東京市保護者 OB)		嶋津和枝 (東久留米市保護者 OB)	
嶋津和枝 (東久留米市保護者 OB)		森分工り力 (西東京市保護者 OB)	
叶谷毅 (小平市保護者 OB)		叶谷 毅 (小平市保護者 OB)	
本多里美 (西東京市保護者 OB)		本多里美 (西東京市保護者 OB)	
大和美恵子 (西東京市指導員)		大和美恵子 (西東京市指導員)	
林秀和 (西東京市指導員)		林 秀和 (西東京市指導員)	
		鎌田大史 (小金井市保護者)	
		石崎英里奈 (小金井市保護者 OB)	

三多摩学童保育連絡協議会規約

第1章 総則

第1条 名称

この会は、三多摩学童保育連絡協議会(以下三多摩連協)とし、所在地は西東京市西原町 1-5-13-101、ここに事務所をおく。

第2条 目的

この会は、会員及び他団体、専門家間との連絡を密にして、学童保育の啓蒙・普及、学童保育をつくる運動、保育内容の研究、施設の拡充、制度の推進等を積極的にはかりながら学童保育の向上のために活動することを目的とする。

第3条 事業

当会は目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) ニュースを発行する。
- (2) 学童保育づくりの指導と援助を行う。
- (3) 運動上の必要な問題について研究会、学習会を開催する。
- (4) 父母、指導員の交流と親睦とお互いの立場を理解しながら運動を推進する。
- (5) 指導員の正職員化、労働条件などの改善を推進する。
- (6) 学童保育所の施設や児童の保育条件などの改善を推進する。
- (7) その他、必要な事業を行う。

第2章 会員

第4条 会員の種別

当会の会員種別は以下とする。

- (1) 地域連絡協議会もしくはそれに準ずるもの
 - (2) 指導員会及び指導員組合
 - (3) この会の目的に賛同し、総会ないし運営委員会で承認された団体及び個人
2. 上記のうち、個人会員以外を加盟団体と称する。

第5条 会費

当会の年会費は以下とする。ただし役員会が認めたものについては運営委員会の承認を経て、別途定めることができる。

- (1) 地域連絡協議会(市町村)
10,000 円 + 父母会数 × 1,000 円
- (2) 指導員会及び指導員組合
10,000 円 + 指導員数 × 100 円
- (3) 単位父母会
5,000 円 + 父母世帯数 × 100 円
- (4) 個人
2,000 円

第3章 機関・会議

第6条 機関

当会は、以下の機関をおき、会議を行う。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会

会長は必要に応じて実行委員会を置くことができる。

第7条 総会

総会は、この会の最高議決機関とし、年 1 回開催し、運営委員会が認めた場合には臨時総会を開くことができる。

2. 総会は会長が招集する。
3. 総会の開催は別途定める。

第8条 運営委員会

運営委員会は総会に次ぐ議決機関とし、役員及び運委委員によって構成され、原則として月 1 回開催される。

2. 運営委員会は会長が招集する。

第9条 役員会

役員会は原則として月 1 回開催する。

2. 役員会は会長が招集する。

第4章 役員・運営委員

第10条 役員

当会は、加盟団体又は前年度役員の推薦により、総会の承認を得て役員を選出する。

2. 役員の任期は、1 年とし、再任は妨げない。
3. 役員の中に以下の役職を置き、定数は以下の通りとする。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 5 名以上 30 名以内 |
| (3) 会計 | 1 名以上 2 名以内 |
| (4) 会計監査 | 2 名 |
| (5) 事務局長 | 1 名 |
| (6) 事務局次長 | 1 名以上 5 名以内 |

第11条 運営委員

運営委員は加盟団体の会長及び事務局長またはそれにかわる代表者及び役員とする。

第5章 財政

第12条 財政

当会の財政は、会費及び寄付金、事業収入で賄うこととする。

2. この会の会計年度は、6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年間とする。

第6章 個人情報の取扱い

第13条 個人情報の取扱い

当会の活動を推進するために必要となる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱い要領」に定め、これに従い運用するものとする。

付則

- ・この規約の改正は、総会の承認を必要とする。
- ・1976年5月23日、規約一部改正実施
- ・1989年6月25日、規約一部改正実施
- ・1995年4月1日、規約一部改正実施
- ・2006年6月25日、規約一部改正実施
- ・2008年6月29日、規約一部改正実施
- ・2009年6月28日、規約一部改正実施
- ・2010年6月27日、規約一部改正実施
- ・2011年6月19日、規約一部改正実施
- ・2016年6月26日、規約一部改正実施
- ・2018年6月24日、規約一部改正実施
- ・2023年6月25日、規約一部改正実施

細則

第1条 総会

- 総会は加盟団体の過半数の出席をもって成立する。
2. 総会には1加盟団体から概ね5名以内及び個人会員が出席することができ、出席者は全員が発言できるものとする。
 3. 総会の議長は加盟団体及び個人会員より選出する。
 4. 総会の審議事項は出席した加盟団体の過半数の賛成を以って議決し、可否同数の場合は議長によって決する。

第2条 傍聴

1. 総会ならびに運営委員会の傍聴を希望する者は、事前に所属氏名連絡先を三多摩学童保育連絡協議会に連絡する。
司会は傍聴者が参加していることを周知する。
2. 傍聴の可否は、会議の都度会長が決定する。
3. 傍聴者は、所定の席に着席し、静かに傍聴する。
会場において、写真撮影、録画、録音等を行わない。
会議で使用した資料は、会議終了後に返却する。
また、会議の内容は、ウェブサイト、SNS等で発信しない。
4. 会議進行の妨げとなると判断した場合、傍聴者を退場させることができる。
5. ここで定めるものの他必要な事項は、別途定める。

付則

この細則の改正は、運営委員会の承認を必要とする。
この細則は2009年6月28日から施行させる。

・2010年6月27日、細則一部改正実施

・2020年7月26日、細則一部改正実施

三多摩学童保育連絡協議会個人情報取扱い要領

第1条 目的

この取扱い要領は、三多摩学童保育連絡協議会(以下「当会」という。)会則第13条に基づき、当会が取得または保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、当会の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 方針

当会は個人情報保護に関する法令等を順守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 個人情報保護管理者

当会における個人情報保護管理者は、当会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、当会における個人情報の収集、利用、管理及び保存ならびに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
3. 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第4条 秘密保持義務

個人情報の取扱者は、運営上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条 個人情報の取得

個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第6条 利用目的

当会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 一 会費請求、管理等のための連絡
- 二 文書、メール等の送付
- 三 当会役員・会員名簿等の作成
- 四 傷害保険、損害賠償責任保険への加入

第7条 同意の取り消し

会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての事項について、同意を取消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄又は削除しなければならない。ただし、

名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第8条 管理

個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について適正な措置を講じ、当会が適正に管理する。

- 一 紛失、破損その他の事故防止
- 二 改ざん及び漏洩の防止
- 三 個人情報の正確性及び最新性の維持
- 四 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去

第9条 第三者提供の制限

当会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第10条 第三者からの提供

当会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する。ただし前条各号のいずれか該当するときはこの限りではない。

第11条 改正

この取扱要領は、総会において改正する。

附則（施行期日）

この要領は、2023年6月25日から施行させる。



三多摩学童保育連絡協議会 [事務局] 〒188-0004 東京都西東京市西原町1-5-13-101

● e-mail: info@santama-gakuho.org ● <https://www.santama-gakuho.org>